

作付・栽培協定の意義と役割

第1報 作付・栽培協定の種類と内容

田 中 裕 一

(岩手県立農業試験場)

Significance and Function of Cropping System Agreement

1. Kinds and contents of cropping system agreement

Yuichi TANAKA

(Iwate-ken Agricultural Experiment Station)

1 はじめに

昭和53年から新たな構想のもとに発足した新農業構造改善事業においては、農業や農村を取りまく厳しい情勢に対応して、むらぐるみで推進する手法が取り入れられ、新農構の柱であり、道づくりとも言うべき作付・栽培協定が締結されている。この作付・栽培協定について事例調査等をもとに、種類と内容について若干の整理を行ったので、ここに報告する。

2 作付・栽培協定の締結状況

地区再編農業構造改善事業実施地区を対象に調査を行うこととし、はじめに事業計画書、協定書等をもとに協定締結状況を検討した。その結果、協定締結の範囲は2~4集落、農家戸数150戸前後、協定の参加戸数割合は80%であり、協定締結期間は4~6年が一般的であった。なお、協定の内容は地区の実情に応じて区々であったが、水田地帯は転作を契機として協定への参加割合が高く、畑作地帯は従来の機能集団を主体として参加割合が低い傾向がみられた。こうした資料の分析をもとに代表的な地区について概要調査を実施したが、以下に特徴的な事例につき説明を加える。

(1) 二戸市 舌崎地区

この地区の協定の特徴は、『作目毎の生産の組織化』を目的に締結されていることである。協定は作目毎に締結され、転作を促進しつつ畑作振興を目的とし、具体的にはリング作拡大による産地形成を図ろうとしている。そして、リング共同防除組合、水稻作業受託集団、さらには葉タバコ共同育苗組合のように各作目の生産の組織化を図りつつ個別農家の経営要素を地域の基幹となるリング作に投入できる条件を整備することをねらいとしている。

(2) 北上市 元宿地区

この地区の特徴は、基盤整備事業を契機とした『ブロックローテーション転作』を目指して締結していることである。地域に割り当てられた転作率に応じて圃場を数ブロックに分け、水稻と小麦、ライ麦等を主体とした作付を実施

し、同時に米麦の機械化一貫作業体系を取り入れ、農作業受委託を含めた機械施設利用組合を組織し、都市近郊の兼業化の強い地域における転作に対応している。

(3) 胆沢町 一の台地区

この地区の特徴は、『粗飼料生産と中間生産物交換の組織化』を目指した協定にある。水稻+肉牛、水稻+酪農の複合経営を確立するため、転作は牧草を水系毎に作付し機械化一貫作業体系が可能なように工夫し、さらには稲わらと堆肥の交換に加え、粉碎粃殻を敷料として活用するなど中間生産物利用協定であり、地域農業複合化の方式をとっている。

(4) 山形村 荷軽部地区

この地区の特徴は、『農用地の効率的な活用を図る団地転作』について協定していることである。酪農の規模拡大を進めるため転作により飼料生産を行う協定と、野菜の生産拡大のための協定を行い、特に土地利用台帳とも言うべき協定書を作成し、個別農家における毎年の土地利用計画の作成と集落内の農家間の調整のもとに実施している。

3 作付・栽培協定の特徴

締結されている協定の特徴を総括的に述べると、①水田転作を契機とし、むらづくりの方向に沿った土地利用の再編を協定の1つの柱としてとらえている。さらに、②むらづくりに必要な各種の協定が地域の実状に応じて幅広く締結されている。③集落全体として或いは機能集団として必ず実施しなければならない問題や、実施すべき時期にきている問題を中心として締結されている。即ち、農業の展開のためには不可欠な事項が盛り込まれ、実践に移されつつある。また、協定に盛り込まれた事項で荒し作りの解消、交換耕作、土地の貸借等の協定等は、短期間に実践に移すことが難しいと思われるが、今後その気運をどのように醸成してゆくかが課題になっている。

以上のことから、ここでは作付・栽培協定を広義にとらえて、「むらづくり」を実現するための約束事項と解したい。それは、新農構の政策の展開が、農業構造改善のため

の各種の課題に対し、むらぐるみ運動を起しつつ迫ろうとするためである。すなわち、集落全体の合意集積のもとに「むらづくり構想」を樹立し、このむらづくり構想の実現のための手段を作付・栽培協定と考える。

4 作付・栽培協定の種類と内容

事例調査等をもとにし、さらに今後考えられる協定内容を農業生産に関するものから農村生活に関するものまで抽出し、目的、種類、内容と改善目標、実施手段について分類を試みた(図1)。

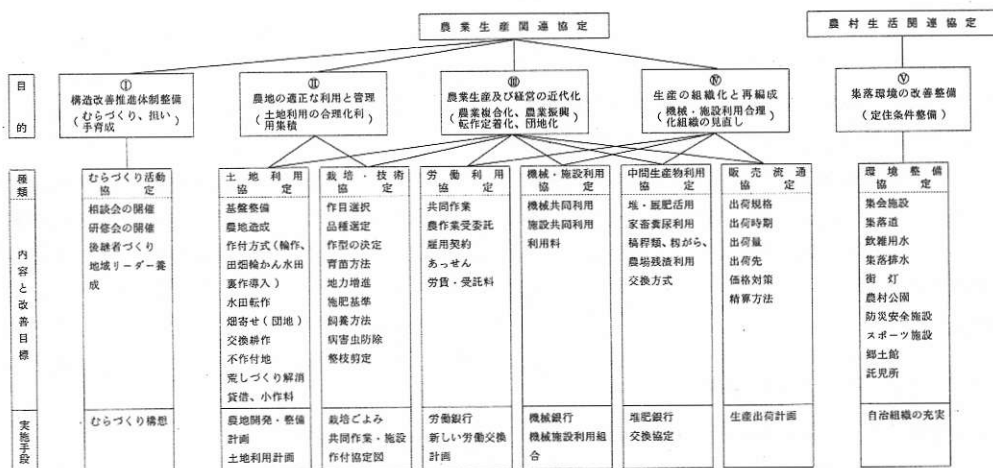


図1 作付・栽培協定の種類と内容

画、利用計画等の基本となる計画が必要である。

③農業生産及び経営の近代化は、例えば、「栽培技術協定」である。作目、品種、作型の決定、育苗、施肥、防除、地力対策、家畜飼養方法があげられ、実施に当たっては栽培ごみや共同作業、機械施設の共同利用等を中心として進められている。

④生産の組織化と再編成は、③に含まれるが、特に組織化の視点から取り上げた。この協定は、「労働利用協定」、「機械施設利用協定」、「中間生産物利用協定」であり、その内容は農作業受委託、機械施設共同利用、利用料、労賃、受託料、堆肥の活用、稲わら、稲穀等の利用と交換方式である。作業受託組織、労働銀行、機械銀行、堆肥銀行、機械施設利用組合等の組織作りを手段とする。また、産地の市場評価を高め価格形成力を強化してゆくための「販売・流通協定」がある。

⑤集落環境の改善整備は、農村をくらし易く住み良い生活環境とするための協定であり、「環境整備協定」である。集会所、集落道、農村公園、防災施設、スポーツ施設の整備によるもので、自治組織との関連で行う必要がある。

以上の様に、作付・栽培協定は広義にとらえると農業生

①構造成善推進体制整備は、むらづくり相談会の開催、各種研修会の開催、地域リーダーの育成、農業の担い手育成に関する協定で、特に「むらづくり構想」を樹立する大きな役割を有する。

②農地の適正な利用と管理は、土地の利用管理が地域において自主的にコントロールできる方向に立つというのが新農構の焦点であり、作付・栽培協定の中心となるのが「土地利用協定」である。内容は、農地開発造成、基盤整備、農道整備、適正な作付方式と農地有効利用、不作付・荒し作りの解消、農地の流動化であり、開発計画、整備計

画から農村生産環境に至るまで広範に亘っていることから、基本はあくまでも「むらづくり構想」であり、その推進であるとの認識に立てば、農業生産関連協定と農村生活関連協定は、いずれも同じウエートで実施されるべきものと思われる。

5 まとめ

作付・栽培協定を広義にとらえると、①農業生産から農村生活環境までに及ぶ広範なものである。②むらづくり構想実現のための手段と考えられる。③実践にあたっては、当事者農民のみで実践されるものではなく、集落全体が認知し、組織的には集落自治組織を中心とした各種機能集団の相互の関連のもとに行われるべきものである。

参考文献

- 1) 農林水産省. 新農業構造改善事業促進対策要綱(1978).
- 2) 農林水産省. 地区再編農業構造改善事業実施要領(1978).
- 3) 佐々木幸人. 新農業構造改善事業の進め方. 農業構造改善 8, 20-24(1978).